

日 ASEAN 次官級交通政策会合地元主催事業委託業務
業務仕様書・企画提案コンペ参加仕様書

1. 委託業務の目的

三重県では、G7 伊勢志摩サミットにより世界中に高まった本県の地名度を活かし、国際会議等 MICE を誘致・開催しているところです。

今回、この一環として、6月26日～29日の開催を予定している「第16回日 ASEAN 次官級交通政策会合」において、三重県・志摩市主催歓迎レセプション及び県内視察を実施することで、ASEAN 各国の参加者へ、三重県の魅力を伝え、MICE 開催地として三重県のブランドイメージの確立を図ることをめざします。

2. 「第16回日 ASEAN 次官級交通政策会合」の全体像

国土交通省では、「日 ASEAN 交通連携」（2003年に創設された交通分野における日本と ASEAN の協力枠組み）に基づき、毎年、ASEAN 加盟10か国の交通担当省との間で「日 ASEAN 次官級交通政策会合」を国内で開催しています。

2018年に開催される第16回会合が、三重県で開催されることが決定しています。

日程（予定）：6月26日（火）～29日（金）

26日 県内視察

26日夜 三重県・志摩市主催歓迎レセプション
（会場：海女小屋体験施設さとうみ庵）

27日 会議（会場：志摩観光ホテル）

27日夜 国交省主催レセプション（会場：志摩観光ホテル）

28日 県内視察

28日夜 夕食会（任意参加）

29日 帰国

参加予定者数：60名程度（うち外国人40名、日本人20名）

参加者は、日本及び ASEAN10 か国の交通担当省次官級、同職員及び ASEAN 事務局。

主催：国土交通省

（参考）ASEAN 加盟10か国とは

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、
ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

3. 委託業務の内要

上記2の全体像のうち、三重県・志摩市主催の歓迎レセプションの開催、及び通訳の手配（6月26日終日、27日国交省主催レセプション部分）について委託する。

- (1) 委託事業名：日 ASEAN 次官級交通政策会合地元主催事業委託業務
(2) 委託期間：契約締結日から平成 30 年 7 月 31 日（火）まで
(3) 委託内容：次の 2 点
- ①三重県・志摩市主催歓迎レセプションの企画・運営
 - ②通訳案内士の手配（6 月 26 日終日、27 日国交省主催レセプション部分）
- その他、全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。

以下に詳しく記載します。

①三重県・志摩市主催歓迎レセプションの企画・運営

日時：平成 30 年 6 月 26 日（火）受付開始 18 時 30 分、19 時～20 時 30 分

会場：海女小屋体験施設さとうみ庵（三重県志摩市志摩町越賀 2279）

参加者：合計 80 名程度。

日本及び ASEAN 加盟 10 カ国の交通担当省次官級及び ASEAN 事務局、国土交通省幹部、三重県知事、志摩市長（うち外国人 40 名、日本人 20 名）。三重県内関係者（20 名、自己負担）。

主催：三重県・志摩市

- ・施設正面玄関と会場内の看板を設置してください。
- ・施設入口へ三重県内参加者向け受付の設置と受付の表示をしてください。
- ・雨天時でも 3 つの小屋の間の交流が図れるよう大型テントを設置してください（「別紙 2」を参照）。
- ・80 名分の料理（さとうみ庵のシーフード料理）とドリンクを用意してください。80 名のうち、ゲスト 60 名分（主催者である三重県知事、志摩市長を含む）については本委託費で負担します。三重県内関係者 20 名分については自己負担額を支払ってご参加いただくため、徴収業務を担うスタッフを配置し領収書を発行してください。
- ・会場設営の詳細は次のとおりです。レイアウトは「別紙 2」をご覧ください。

ア. さとうみ庵の掘りごたつ小屋を「メインテーブル」扱いとし、各代表 + 知事・市長 + α 向けで、固定席、海女さんが提供する料理とオードブル料理（シーフード料理を食べられない人用）、ドリンクは完全サーブで用意する。

イ. 椅子テーブル小屋・畳小屋は固定席とせず、海女さんが提供する料理を受け取り、小屋内やテント内立食エリアで食べるスタイルで用意する。

ウ. ドリンクは、ドリンクカウンターを設置し、ビール、ワイン、ソフトドリンクを提供するスタイルで用意する。提供するスタッフの配置も委

託費に含む。適宜、必要に応じてテーブルクロスを用意する。

- エ. テント内に立食用のテーブルを設置する。必要に応じてテーブルクロスを用意する。
- オ. さとうみ庵のシーフード料理を食べられない人用に、追加オードブルコーナーを設け、ソーセージ、サラダ、唐揚げ等（詳細は要相談）を用意・提供する。提供するスタッフの配置も委託費に含む。
- カ. 「地酒コーナー」をテント内に設置し、伊勢志摩サミットで使用された地酒の一升瓶を計4本（3銘柄以上）を提供する。提供するスタッフの配置も委託費に含む。
- ・さとうみ庵のシーフード料理は一人あたり7,500円（消費税別）で手配してください。また、一人あたり1,000円（消費税別）以内の予算で舟盛等の見栄えの華やかな料理を手配してください。
 - ・ドリンクと地酒を手配してください。それを提供するスタッフについては、委託者の指定する事業者を手配してください。なお、ドリンクについては参加者一人あたり1,500円（消費税別）で手配してください。指定する事業者については委託者までお問い合わせください。
 - ・「メインテーブル」扱いのさとうみ庵の掘りごたつ小屋（「別紙2」参照）へ、料理とドリンクをサーブするスタッフを手配してください。
 - ・アトラクション（恵利原早餅つきを想定）を手配・実施してください。
 - ・司会者（日本語）を用意してください。
 - ・参加者60名へお渡しするお土産（1,000円前後、志摩市の特産品）を用意してください。
 - ・開催内容にあわせて、音響（司会・あいさつマイク、BGM）、照明（挨拶箇所スポット、アトラクション、その他、必要に応じて）の設営・操作。（さとうみ庵には備え付けの音響設備はありません。）
 - ・挨拶場所、入口等に装花装飾をしてください。
 - ・歓迎レセプションの進行は、「別紙3」を予定しています。進行は委託者が管理しますが、委託者と連携して、これらの進行に関する必要な手配を行ってください。

②通訳案内士の手配

ア. 6月26日 県内視察から地元主催歓迎レセプションの部分まで

- ・視察先の通訳ガイド、レセプションの知事対応の通訳及び、司会の逐次通訳として、委託者の指定する通訳案内士（英語）を手配する。通訳案内士の連絡先については別途ご案内します。

日時／人数：平成30年6月26日（火）8:45～21:15／1名

平成30年6月26日（火）18:15～21:15／1名

行程案：「別紙1」開催日程をご覧ください。

県内視察の出発点：津なぎさまち（三重県津市なぎさまち1番地1）

レセプション会場：海女小屋体験施設さとうみ庵
(三重県志摩市志摩町越賀 2279)

イ. 6月27日 国交省主催レセプションの部分

・副知事対応の通訳として、委託者の指定する通訳案内士（英語）を手配する。通訳案内士の連絡先については別途ご案内します。

日時／人数：平成30年6月27日（水）18:30～21:00／1名

会場：志摩観光ホテル（三重県志摩市阿児町神明 731）

(4) 契約上限額

2,368,824円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税金並びに消費税及び地方消費税について滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 提案は、1事業者につき1件までとします。

5. 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める企画提案資料を提出期限までに提出すること。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「日ASEAN次官級交通政策会合地元主催事業委託業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、総合的に審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができません。）

(1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）・・・1部

※「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。

②見積書（任意様式）・・・・・・・・・・8部（正本1部、コピー7部）

- ③企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・8部（正本1部、コピー7部）
- ④実施スケジュール（任意様式）・・・・・・・・8部
- ⑤提案事業者の概要書
 - ・事業者の活動概要がわかる資料（自社パンフレット等）・・8部
- ⑥契約実績証明書（様式3）・・・・・・・・・・1部
 - ・過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書。
- (2) 提出期限 平成30年4月20日（金）17時必着
- (3) 提出先 〒514-8570
三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部 観光局 海外誘客課
- (4) 提出方法 上記提出先へ持参又は郵送による送付に限ります。
- (5) 受理の確認 企画提案書を郵送で提出する場合は、提出期限までに電話で担当課へ書類受理の確認をすること。
- (6) 第1次審査（書類審査）の実施
 - ・実施日時 平成30年4月24日（火）午前中を予定
（なお、申込数が5件に満たない場合は、第1次審査を省略します。）
- (7) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施
 - ・実施日時 平成30年4月24日（火）午後を予定
- (8) 選定のための評価基準
審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。
 - (ア) 企画性（5点）
 - ・事業の目的をよく理解し、仕様書の主要な要件を満たした適切な提案内容となっているか。
 - ・実施スケジュールなど、業務の目的が達成できるものとなっているか。
 - ・三重県の魅力を伝える効果的な内容になっているか。
 - (イ) 業務推進性（10点）
 - ・組織体制、業務拠点、業務従事者、経験・実績など、事業の遂行に十分な体制・能力があるか。
 - (ウ) 経済合理性（5点）
 - ・費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。
- (9) 審査の結果
 - ①第1次審査（書類審査）
審査の結果は、5者を決定した後、提案したすべてのものに対して速やかに通知します。（電子メールおよび文書）
 - ②第2次審査（プレゼンテーション審査）
審査の結果は、最優秀受託候補者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。（電子メール及び文書）

6. 最優秀受託候補者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し（発行手数料は有料。）。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し（発行手数料は無料。）。

7. 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

8. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

9. 委託料の支払い方法、支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

10. 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13. 企画提案にあたっての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

平成30年4月10日（火）17時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、15に記載する担当課まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

いただいた質問には、電子メール、ファクシミリ、電話のいずれかにより回答させていただくとともに、平成30年4月12日（木）17時までに、三重県

のホームページに掲載させていただきます。

14. その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (5) 提出いただいた応募書類等については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりません。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とします。
なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた事務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。
- (8) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。
- (9) 当該企画提案コンペの落札決定の効果は、予算発効時において生じる。

15. 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部 観光局 海外誘客課 担当：古市

TEL:059-224-2847 FAX:059-224-2482 E-mail inbound@pref.mie.jp